

## 交際費等に関する行政文書の公開基準

「社会活動費」の新設に伴い「交際費等に関する行政文書の公開基準」を策定し、関係行政文書の公開に当たり、その取扱いの統一と公開事務の迅速化を図るとともに、併せて行政運営の透明性を一層高め、県民に信頼される県政の推進に資するものとする。

### 1 交際費等に関する行政文書等

#### (1) 経費の区分

本公開基準の対象となる交際費等とは、地方自治法施行規則別記「歳出予算に係る節の区分」中の「交際費」及び社会活動費に係る「負担金、補助及び交付金」をいうものである。

#### (2) 関係行政文書

- ア 支出負担行為伺書（財務規則第 13 号様式の 4 の 3）
- イ 支出命令書（財務規則第 44 号様式）
- ウ 前渡資金出納書（財務規則第 62 号様式）
- エ 前渡資金精算書（財務規則第 63 号様式）
- オ 支払状況調書（財務規則運用通知様式 34）及び当該経費の支出を証する領収書等の書面
- カ その他関係行政文書

#### (3) 必須記載項目

交際費等の内容が、関係行政文書により説明できるものとするため、当該行政文書には次の内容を記載するものとする。

関係行政文書	記載項目の内容
前渡資金出納書	<ul style="list-style-type: none"><li>○年月日 ～交際費等を受け、又は執行した年月日</li><li>○摘要 ～交際費等の種別及び執行の相手方となった個人名又は団体名</li><li>○受領 ～新たに資金前渡を受けた額</li><li>○払額 ～執行した額</li><li>○残額 ～現在の保有額</li></ul>

支払状況調書	<p>○支払年月日 ～実際に支払いを行った年月日</p> <p>○支払費目 ～「交際費」又は「負担金、補助及び交付金」のいずれかを記載</p> <p>○支払経費の具体的使途 ～社会活動費執行台帳の件名及び相手方に相当する情報</p> <p>○支払金額 ～執行した交際費等の額</p> <p>○支払先 ～実際の支払先</p> <p>○領収書貼付欄～領収書が存在するものは領収書を貼付し、香典や見舞金品等性質上領収書を徴することができないものは、本欄に支払いの事実が相違ない旨の所属長の証明を記載する。</p>
--------	---

## 2 公開基準

### (1) 交際費

交際費に係る行政文書は、次の項目を除き原則としてこれを公開するものとする。

- ア 病気見舞い等相手方のプライバシーに特段の配慮が必要と認められる場合の相手方の氏名又は名称（役職名、肩書、住所等相手方の氏名や名称を特定し得る情報を含む。）。ただし、氏名又は名称を開示することについて、相手方の同意が得られた場合を除く。
- イ 請求書及び領収書等に記載された債権者の取引金融機関名、預貯金種目、口座番号、口座名義及び印影（以下「銀行等情報」という。）。

### (2) 負担金、補助及び交付金

負担金等に係る行政文書は、「銀行等情報」を除きこれを公開する。

## 3 本基準の適用等について

- (1) 本基準は、平成9年10月15日以降に執行する交際費等に関する行政文書について適用する。
- (2) 実施機関は、本基準の適用について疑義が生じた場合には、行政法務課長に協議するものとする。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、山梨県公安委員会及び山梨県警察本部長については、山梨県情報公開条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行日以降に執行する交際費等に関する行政文書について適用する。

### 附 則

この改正は、平成15年5月1日から施行し、改正後の基準は、同日以降に執行する交際費等に関する行政文書について適用し、同日前に執行した交際費等に関する行政文書については、なお従前の例による。

### 附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。